

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託について次のとおり公募型プロポーザルを行うので、公告する。

平成30年7月3日

寒川町長 木村俊雄

1. 件名

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託

2. 委託業務内容

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領及び寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託仕様書のとおり

**寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託
公募型プロポーザル 実施要領**

寒川町にふさわしい新たな学校給食センターの整備に向けて様々な視点から検討を行い、その内容を取りまとめた「学校給食センター整備に伴う基本構想・計画」の策定を行うにあたって、必要な調査の実施及び知識、経験、技術等の支援を受けるため、本業務を受託する事業者を選定する手続を以下のとおり定める。

1 業務概要

- (1) 件名 寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託
- (2) 内容 寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託仕様書（公募型プロポーザル）のとおりに。
- (3) 期間 契約締結の日から平成31年3月15日まで。
- (4) 委託上限額 金 8,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払方法 全ての成果品の提出を受けた後に支払う。

2 参加要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項から第6項までに該当する団体又は団体に属する者
- (2) かながわ電子入札共同システムで寒川町に登録があること。
- (3) 公告日から契約日までの間、寒川町の指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 当該業務に関するノウハウや関連事業についての知見及び実績を有し、その達成及び遂行に必要な組織、人員を有している事業者であること。
- (7) 過去5年間において、元請けとして地方公共団体発注の学校給食センター等に関する基本構想等の策定支援又はそれに類する業務に関する実績、もしくは、学校給食センターの設計又はそれに類する業務に関する実績を有すること。なおPFI事業による場合は、SPCの構成企業としての受注した実績を有すること。
- (8) 管理技術者は、十分な実務経験を持ち、上記(7)の業務経験を有する者を配置すること。

3 選定スケジュール

(1) 参加申し込み受付期間

平成30年7月 4日（水曜日） 9時00分から

平成30年7月13日（金曜日） 17時00分まで

(2) 質問受付期間

平成30年7月 4日（水曜日） 9時00分から

平成30年7月 9日（月曜日） 17時00分まで

(3) 質問回答

平成30年7月11日（水曜日）までに回答

(4) 参加承認通知

平成30年7月18日（水曜日）までに通知

(5) 企画提案書等受付期間

平成30年7月18日（水曜日） 9時00分から

平成30年8月 2日（木曜日） 17時00分まで

(6) 書類審査結果通知

平成30年8月 7日（火曜日） 17時00分までに通知

(7) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

平成30年8月 9日（木曜日） 13時30分から開始予定

(8) 審査結果通知

平成30年8月15日（水曜日） 17時00分までに通知

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4 参加申し込み及び参加の辞退

(1) 参加申し込み受付期間

平成30年7月 4日（水曜日） 9時00分から

平成30年7月13日（金曜日） 17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込書（様式2）、会社概要（様式3）、業務実績書（様式4）、参加要件のPFI事業による場合に該当する場合は、直近の業務1件についてSPCの構成企業としての受注した実績が証明できるもの（契約書のコピー等）を添付）。に必要事項を記入し、郵送又は持参、もしくは電子メールにて提出すること。

<郵送又は持参の場合>

寒川町役場 分庁舎2階 教育委員会 教育施設・給食課 施設・給食担当

※土・日・祝日及び時間外は受付不可

<電子メールでの場合>

件名：「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

宛先：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

(3) 参加承認

ア 本プロポーザルの参加承認の可否は、平成30年7月18日（水曜日）までに電子メールで通知する。

イ 参加の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、7月18日（水曜日）16時00分までに参加承認の通知がない場合は、同日17時00分までに教育施設・給食課宛に電話確認すること。

ウ 参加承認をした参加者へは寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画（素案）を併せて電子メールで送付する。

(4) 参加辞退

参加者は、寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託公募型プロポーザル参加辞退届（様式7）の提出により、本プロポーザルの参加を辞退することができる。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成30年7月 4日（水曜日） 9時00分から

平成30年7月 9日（月曜日） 17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、教育施設・給食課宛に電子メールにて提出すること。

件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

電子メール：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

(3) 質問の回答

平成30年7月11日（水曜日）までに、各質問者からの質問及びその回答の全てを、寒川町ホームページにて公開する。

6 企画提案書等の提出

参加承認の通知を受けた事業者は以下の方法によって書類を提出すること。

(1) 提出期限 平成30年8月2日（木曜日）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法 寒川町役場 分庁舎2階 教育委員会 教育施設・給食課
まで 郵送もしくは持参（いずれも提出期限必着のこと）

※持参の場合は、土・日・祝日及び時間外は受付不可

(3) 提出書類 (⑤企画提案書以外については紙媒体で1部提出)

① 寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託公募型プロポーザル届出書（様式5）

② 業務実施体制調書（様式6-1）

③ 配置予定者調書「担当技術者」（様式6-2）

④ 配置予定者調書「管理技術者」（様式6-3）

⑤ 企画提案書（紙媒体で10部提出）

提案様式：A4サイズ（片面）10枚以内とする（表紙含む）、(A4両面5枚以内でも可)

<内容>

業務実施体制及び工程計画、円滑な業務の遂行について、各業務のサポート体制、町民周知支援における町側の意向に対する配慮及び工夫、その他仕様書に基づき、評価基準書を踏まえたうえで、企画提案書を作成すること。

⑥ 参考見積書

様式は任意とし、見積り内訳も記載すること。

宛先 寒川町長 木村俊雄

消費税込みの価格で記載すること。

7 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

プロポーザル参加者数が 5 社を超えた場合は企画提案書等の内容を評価基準書の項目により書類審査し、上位 5 社を選定し、選定された参加者のみ企画提案書の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。選定結果は、平成 30 年 8 月 7 日（火曜日）17 時 00 分までに電子メールにて通知する。

(1) 実施日時

平成 30 年 8 月 9 日（木曜日）13 時 30 分～17 時を予定

（時間の詳細は 8 月 7 日（火曜日）までに別途通知）

(2) 実施場所

寒川町役場 本庁舎 3 階 議会第 1 会議室

(3) 出席者

3 名以内とし、業務実施体制調書（様式 6-1）に記載のいずれかの者が企画提案書の説明を行う。

(4) 内容

企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

合わせて 20 分を予定（プレゼンテーション 10 分、ヒアリング 10 分）

(5) その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションに必要な機材は提案説明者で用意すること。
ただし、プロジェクターとスクリーンは寒川町で用意する。

8 審査

(1) 審査

評価基準書を基に提出された企画提案書、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。なお、審査は非公開とする。

ア 優先交渉権者の選定にあたり、評価点が同点の者が 2 以上あるときの対応は、評価基準書の業務内容の点の高い事業者を上位とする。

イ 有効な提案者が 1 社のみのときは、評価点が 70 点以上であり、寒川町が適正な提案と判断する場合に、第一交渉権者とする。

(2) 審査結果の通知、公表

選定結果については、平成 30 年 8 月 15 日（水曜日）17 時 00 分までに電子メールにて通知する。また、寒川町ホームページ上でも公開する。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出されない又は提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 見積価格が委託上限額を上回る場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号。以下「条例」という。）及び神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）に基づく排除対象として、次のいずれかに該当する場合。
 - ア 暴力団員等（条例2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）と認められたとき。
 - イ 県条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき）。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、寒川町との協議の上で決定する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- (2) 契約内容となる仕様書等については、受注候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 寒川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示と認められる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。
- (3) 提案者の企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーション等プロポーザルに要する費用は提案者の負担とする。
- (4) プロポーザル実施における提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。
- (5) 審査経過は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (6) 提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則認めない。

12 担当

担当部署：寒川町 教育委員会 教育施設・給食課

担当者：横山・杉崎

住所 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話 0467-74-1111 内線541、543

FAX 0467-75-9907

Eメール kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

評価基準書

評価項目	配点	係数	評価点
1 基本要件			
(1) 業務の理解度	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされているか ・スケジュール計画は適切か 			
(2) 応募者の確実性/実施体制	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> ・過去に類似業務の実績があり、業務を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか ・経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な調査体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制が整えられているか ・発注者との業務分担や連携について明確であるか、円滑に進められるか 			
2 業務内容			
(1) 寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務	10	× 2.0	20
<ul style="list-style-type: none"> ・着眼点、分析力、考察力が優れているか ・基本構想策定についての必要な調査項目、資料整理、検討手法について着眼点、分析力考察力が優れているか ・基本構想・計画(案)に対し、諸問題を解決し得る具体的かつ明確な整理提案になっているか 			
(2) 町民周知支援	10	× 2.0	20
<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースレター等による適切な町民周知計画、町民がなじみやすく理解しやすい手法が提案できているか。 ・町民の理解を深めるための更なる手法等についての提案ができているか 			
(3) 各業務の円滑な支援体制	10	× 2.0	20
<p>寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務仕様書の「3 業務内容」における必要な資料整理支援、体制支援等がとれているか</p> <p>各業務が連携し適切な工程計画がとれているか</p>			
(4) 総合的判断	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容について、図表やイメージ等を効果的に使い、説得力があり、分かりやすいか ・支援業務における独自の提案や創意工夫のある優れた提案がなされているか 			
3 見積内容	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積額が委託上限以内であり、積算内訳が妥当であるか。 			
合計			100

(様式1)

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

(提出者) 住 所
電 話 番 号
事 業 者 名
代 表 者 (役 職 ・ 氏 名)

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託について、次の事項を質問します。

質 問 の 内 容	
担 当 者 名	

注1：質問受付期間は、平成30年7月4日（水曜日）から9日（月曜日）17時00分までです。

注2：この様式を添付ファイルとして、下記メールアドレスあてに送信してください。

注3：質問及びその回答は、7月11日（水曜日）までに、寒川町ホームページ上で公開します。

○送信先メールアドレス：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp (担当部局 寒川町 教育委員会 教育施設・給食課) ○メールの標題 「プロポーザルに関する質問（事業者名）」

(様式2)

プロポーザル参加申込書

(あて先) 寒川町長

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託公募型プロポーザルについて、様式3と様式4を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

事業者名		
所在地	〒	
代表者		
担当部署		
連絡先	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	
	担当者名	
会社概要	設 立	
	資 本 金	
	従業員数	
	HPアドレス	

注1：申込期間は平成30年7月4日（水曜日）から7月13日（金曜日）の17時00分までです。

注2：プロポーザルの参加承認の可否連絡は、7月18日（水曜日）までに電子メールで行います。

注3：参加の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。

○送信先メールアドレス：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp (担当部局 寒川町 教育委員会 教育施設・給食課)
○メールの標題 「プロポーザル参加申込（事業者名）」

(様式3)

会 社 概 要

名 称		(フリガナ)			
所在地	本社	(都・道・府・県)		(区・市・町・村)	
	受託支社・支所	(都・道・府・県)		(区・市・町・村)	
	受託業務本拠地	(都・道・府・県)		(区・市・町・村)	
従 業 員 数		事務系	技術系	その他	合計
		人	人	人	人
従業員の保有資格					
資 本 金		円			
寒川町指名競争入札参加 資格者名簿登録業種					
主な業務内容 得意とする事業分野等					
組 織 図 (※本業務の担当窓口 を明示すること)					

※記入欄が不足する場合には、適宜追加して作成してください。

(様式4)

業務実績書

事業者名

【業務の実績】

- ※ 過去5年間において、地方公共団体の学校給食センター等に関する基本構想等の策定支援又はそれに類する業務に関する実績、もしくは、学校給食センターの設計又はそれに類する業務に関する実績
- ※ 平成30年度、既に受託している業務についても本様式にご記入願います。
- ※ 参加要件の実績がPFI事業による場合に該当する場合は、直近の業務1件についてSPCの構成企業としての受注した実績が証明できるもの（契約書の写し等）を添付すること

業務名	発注者	実施時期 履行期間	契約金額	業務の概要

※記入欄が不足する場合には、適宜追加して作成してください。

(様式5)

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託
公募型プロポーザル届出書

平成 年 月 日

(あて先) 寒川町長

(提出者) 住 所

電話番号

事業者名

代表者(役職・氏名)

印

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり企画書等の関係書類を提出します。

【提出書類】

1. 寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託公募型プロポーザル届出書(本様式)
2. 業務実施体制調書(様式6-1)
3. 配置予定者調書「担当技術者」(様式6-2)
4. 配置予定者調書「管理技術者」(様式6-3)
5. 企画提案書等(任意様式)
6. 参考見積書(任意様式)
7. その他()

(様式6-1)

業務実施体制調書

事業者名：

1 実施体制

管理技術者・担当 技術者の別	(ふりがな) 予定技術者名	所属・役職	担当する業務分野	資格

※配置を予定している者全員について記載してください。

※記入欄が不足する場合には、適宜追加して作成してください。

(様式6-2)

配置予定者調書「担当技術者」

事業者名：

① 氏名			
② 生年月日	年 月 日 (歳)		
③ 所属・役職			
④ 保有資格	資格名	登録番号	取得年月日
⑤ 同種業務経歴 (学校給食センター等に関する基本構想、計画等の策定支援、それに類する業務に関する実績、又は学校給食センターの設計又はそれに類する業務に関する実績。)			
業務名	業務概要	発注者	履行期間
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月

※記入欄が不足する場合には、適宜追加して作成してください。

(様式6-3)

配置予定者調書「管理技術者」

事業者名：

① 氏名			
② 生年月日	年 月 日 (歳)		
③ 所属・役職			
④ 保有資格		登録番号	取得年月日
	(部門：)	・	年 月 日
	その他 (部門：)	・	年 月 日
	(部門：)	・	年 月 日
⑤ 同種業務経歴 (学校給食センター等に関する基本構想、計画等の策定支援、それに類する業務に関する実績、又は学校給食センターの設計又はそれに類する業務に関する実績。)			
業務名	業務概要	発注者	履行期間
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月
	(技術者として従事)		自 平成 年 月 至 平成 年 月

※過去5年間において、地方公共団体の学校給食センター等に関する基本構想等の策定援
又はそれに類する業務に関する実績、もしくは、学校給食センターの設計又はそれに類
する業務の実績を有するものとする。

※記入欄が不足する場合には、適宜追加して作成してください。

(様式7)

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託
公募型プロポーザル参加辞退届

平成 年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

(提出者) 住 所

電話番号

事業者名

代 表 者 (役職・氏名)

印

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託公募型プロポーザルの参加を辞退します。

【辞退理由】

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託
公募型プロポーザル 仕様書

1. 業務名 寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援業務委託

2. 業務の目的

寒川町の小学校給食は、昭和33年4月より自校直営方式による完全給食実施しており、中学校給食は牛乳のみを提供し、生徒が家庭から弁当を持参するミルク給食を実施している。

今後、想定される人口減少、町税の減収等、町を取り巻く情勢や社会状況を踏まえ、末永く継続して提供できる完全給食の実現のため、平成29年11月に、学校給食の方向性を抜本的に見直し、2023年度(平成35)年度を目途に小・中学校を合わせた「給食センター化」へ方針変更した。

本業務は、今後、寒川町にふさわしい新たな学校給食センターの整備に向けて様々な視点から調査、検討を行い、その内容を取りまとめて「寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画」の策定にあたり必要な調査の実施及び知識、経験、技術等の支援を受けることを目的とする。

3. 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定等支援

次の事項を中心に、特記仕様書の該当部分の必要な調査・資料作成を行い、寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画(素案)を基に取りまとめる。

- ①現状と課題の整理 (特記仕様書の表の1章の該当部分)
- ②学校給食の比較検討 (特記仕様書の表の2章の該当部分)
- ③食育と教育の整理 (特記仕様書の表の3章の該当部分)
- ④整備手法の検討 (特記仕様書の表の5章の該当部分)
- ⑤設計付与条件の整理 (特記仕様書の表の6章の該当部分)

該当部分以外の項目については、必要に応じて資料等の作成支援・提案を行う。

その他、目的を達成するにあたって調査手法や資料作成についての提案を行う

各資料作成等は特記仕様書に記載のある寒川町学校給食センター整備外部検討委員会で検討するため、開催に合わせて作成すること。

(2) 寒川町学校給食センター整備内部検討委員会(月1回)及び寒川町学校給食センター整備外部検討委員会(計3回)における検討事項の提案、資料の作成にあたっての支援

(3) 町民周知支援

- ・町民全体説明会の開催に伴う支援(1回を予定)
- ・全町民向けに給食センター整備に向けた検討内容等のニュースレターの作成、印刷、配布(1回を予定、A3両面カラー又は同等のもの、約2万部を町の広報紙に折り込む(有料)形を想定)
- ・小中学校の生徒・児童、保護者等向けのニュースレターの作成、印刷(約4,400部(A4両面カラー又は同等のものを想定)、発行(6回程度)。配布は発注者が行う。

(4) その他、町民の理解を深めるための、更なる町民周知等についての企画提案を行う。

4. 履行期間

契約締結の日から平成31年3月15日まで

5. 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとする

尚、成果品の作成にあたってはフルカラーとし、写真、イメージ図、グラフ、図表等を活用して視覚的にわかりやすくする。

- ・ 報告書 2部 報告書の体裁は A4番 縦型 横書き 左綴とする。
- ・ 電子データ（CD-R等の媒体）1部
- その他、発注者との協議により必要と認められたもの。

(2) 成果品の内容

- ・ 寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画
- ・ その他、発注者との協議により必要と認められたもの

6. その他

(1) 業務内容の疑義

- ・ 本業務に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者の間で協議し、その決定に従うものとする。

(2) 資料の貸与及び返却

- ・ 受注者は、本業務に必要な資料、基準等で発注者が貸与可能と判断したもの（以下「調査資料」という。）については、発注者から借り受けることができる。
- ・ 受注者は、調査資料を善良な管理者の注意を持って取り扱わなければならない。万一紛失または損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において代品を納めもしくは原状に復し返還し、またはこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- ・ 受注者は、本業務完了後に発注者へ調査資料を返却しなければならない。

(3) 再委託

- ・ 受注者は、本業務における総合的な企画及び判断ならびに業務遂行管理部分部分を再委託してはならない。
- ・ 受注者は、コピー、印刷、製本、計算処理、資料整理等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- ・ 受注者は上記項目に規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ発注者と協議するものとする。再委託が認められたものに関しては、契約書の規定に基づき当該履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない旨を明記した当該第三者との契約書の写しを提出しなければならない。

(4) 守秘義務

- ・ 受注者は、業務上知り得た情報を、発注者の承認を得ずに他へ漏らしてはならない。

(5) 成果物の帰属

- ・ 成果品及び作業工程における書類等に関する一切の権限は本町に帰属するものとし、本町の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

(6) 瑕疵等

- ・ 受注者は、本業務完了後に受注者の責による誤りが発見された場合は、受注者の責任において速やかに訂正等の適切な処理を行うこととする。

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル 特記仕様書

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画策定支援業務委託仕様書 「3. 業務内容の(1)」に示す内容は次の表における表の右欄「調査、資料作成」の○の箇所とする。

寒川町学校給食センター整備に伴う基本構想・計画(素案) とりまとめ表

章	大項目	中項目	小項目		外委①	外委②	外委③	調査、資料作成	
1	寒川町の学校給食の現状と課題	1 給食整備の背景	・ 町での検討経緯等 ・ 計画の位置づけ	今までの検討経緯(過去数年)	●				
		2 児童の推移	・ 町の人口と児童数の推計		●				
		3 小学校調理施設の現状と把握(ハード面)	①施設概要	図を含めて整理 5小学校分 (町が所有している図面を基に簡易的な図面等で表現)		●			○
			②衛生基準対応状況	図面上で衛生面の課題等を踏まえて整理(5小学校分)		●			○
		4 小学校調理施設の現状と把握(ソフト面)	①学校給食の実施状況(歴史)						
			②学校給食における食育状況						
			③食物アレルギー対応状況	図面上でもわかるように、各小学校ごとの様な対応をとっているか図面でもわかるように。上段3-①で作成した図面を		●			○
			④運営状況(職員の配置等)						
		5 小学校給食の課題のとりまとめ	①施設について(老朽化)	学校ごとの修繕の具体的な方策など					○
			②設備について(老朽化)	今までの修繕履歴と一般的な耐用年数から ※5学校ごとの設備一覧は、町で作成			●		○
			③衛生基準への対応						○
			④食物アレルギーへの対応						○
⑤食育の機能(人員配置も含めて)							○		
6 中学校給食の現状と課題	①学校給食の実施状況(歴史)								
	②中学校における食育状況								
	③全国の完全給食の実施状況	県内の実施状況も		●			○		
	④中学校給食のあり方								
2 学校給食の比較検討	1 調理方式提供方式の整理(食缶、ランチボックス)	①単独調理場方式							
		②共同調理場方式(親子方式)	3中学校分を3つの小学校に入れた場合などを親子方式とする		●				
		③共同調理場方式(センター方式)	5小学校と3中学校分の						
		④外部委託方式(お弁当方式)							
	2 調理方式のメリットデメリット		1-①~④の寒川町の場合のメリットデメリット		●		○		
		3 各調理方式のコスト比較(イニシャル)		1-①は現在の5小学校をウェット方式からドライ方式に改修、3中学校を改修した場合、一般的な建設単価からの具体的な費用算出(費用算出は、ウェット方式からドライ方式にした改修事例の積み上げ等、各小学校ごとの面積単位での算出等でも可) 1-②は、現在の5小学校のうち3小学校を親子に改修した場合(親子に変更可能か不可かについても) 1-③は、4,400食の給食センターを作るときの一般的な建設単価と用地単価(全国の平均的費用グラフから当から算出など) 1-④は一般的な事例などの委託単価 (1食あたり〇〇円)		●		○	
			4 各調理方式のコスト比較(ランニング)	職員の人件費も含めて算出 (20年スパンで) ①~④の		●		○	
3 寒川町の食育と教育(町の方針)	1 寒川町の食育について	食育と教育			●	●			
		2 今後の将来食数の設定	推計の考え方 各対象の推計 提供食数の設定 アレルギー対応の考えた		●	●			
	3 方式の決定+提供方式の決定	調理方式の決定	センター方式のメリット、デメリットの整理など			●		○	
		センターに求める機能	防災機能や食育機能などの付加機能					○	
4 センター整備運営手法の検討	1 広域化による整備運営の検討					●			
	2 複合化による整備運営手法の検討					●			
	3 単独による整備運営の検討					●			
5 整備手法の検討	1 センター建設用地の検討	必要施設規模について	寒川町の食数に応じたセンターのサイズから検討 ※現在町で調査・検討しているので、資料作成等の支援		●	●	●	○	
		候補地の検討							
	2 センター整備運営手法の費用比較検討	代表的な事業手法の整理	どの様な整備手法があるか整理する。			●	●	○	
		3 センター整備運営手法の費用比較検討	公設公営 民設民営 公設民営 民設公営 PFI その他考えられる手法	各建設候補地×運営手法での整備比較 ※どの程度のレベルまで算出するか検討			●	●	○
4 現在の小中学校の改修費	センター方式に伴う改修費用	エレベータ設置する、しない等も含めて概算費用の算出			●	●	○		
	1 衛生管理等の考え方				●				
	2 アレルギー食対応の考え方					●			
6 設計付与条件 関係法令	3 関連法令等								
	最適手法の検討		最終的には、優先順位をつけて数案出す 案1 案2 案3			●			
	7 方針								
8 参考	施設整備イメージ	施設規模の整理							
		施設配置ゾーニング							
		概算事業費	5章の3で算出している値でなども基に どの程度まで概算費が出せるか検討			●			

※右欄の「外委①~③」は寒川町学校給食センター整備外部検討委員会(1回~3回目)で検討する事項案とする。

なお、発注者と協議の上、工程計画等の工夫により検討項目の検討順序については調整することとする。

※また、寒川町学校給食センター整備外部検討委員会にて検討する事項については、事前に(2) 寒川町学校給食センター整備内部検討委員会にて検討を行うため、工程計画には十分配慮すること。